

学校施設整備方針の概要

方針策定の目的

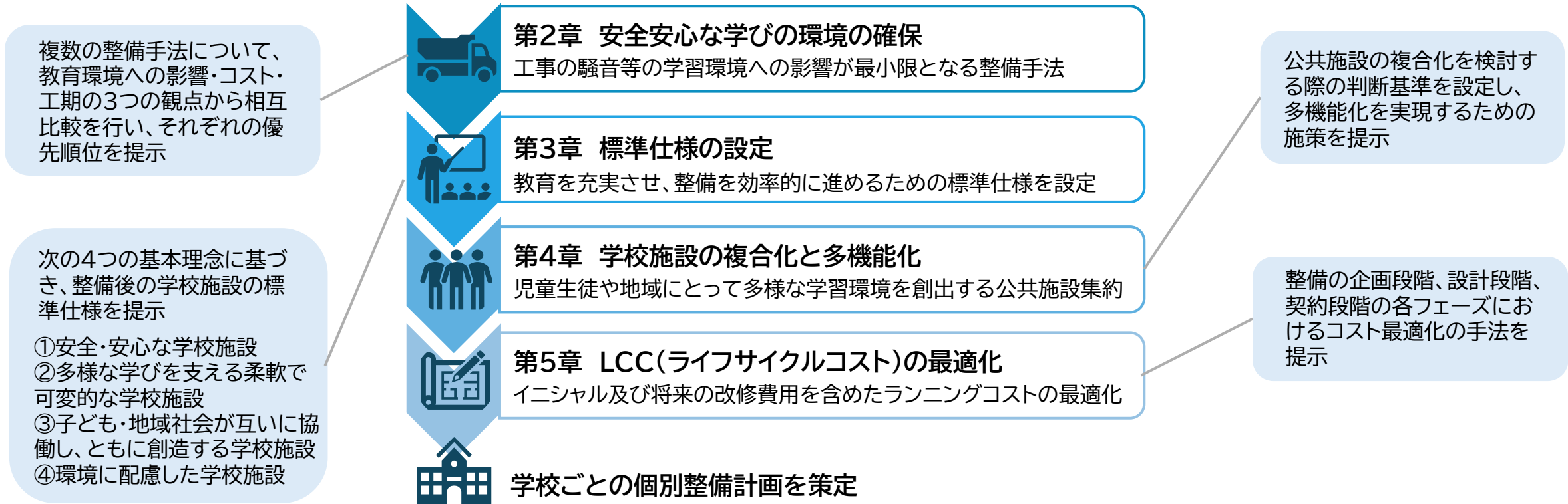
第1章

児童・生徒の教育環境への影響を最小限に抑えながら、学校施設を計画的かつ経済的に整備(改築、増築等の方法により施設環境を整えることをいう。以下同じ。)していくこと及び整備する学校に備えるべき機能、整備手法等を具体的に示すことを目的に学校施設整備方針を策定します。

基本的な考え方

第2章～第5章

未来の教育環境の創造、地域社会との共生、本市の財政的な持続可能性の確保という観点から、以下の4点を重要な視点として設定します。個別の学校整備にあたっては、視点ごとに教育環境の充実及び整備費用の効率化について検討を行い、学校ごとの個別整備計画を策定します。



整備に伴う影響

第6章

整備に伴う影響とその対応策を提示します。

計画的な学校整備

第7章

整備のプロセスと推進体制を提示します。



目的

- 工事による振動や騒音の教育環境への影響を最小限に抑え、工事期間の短縮を図る観点から、児童・生徒が学校敷地内に通いながら整備を行う学校を最小限に抑えることが必要となる。
- このため各学校整備にあたっては、基本方針に基づき多様な整備手法を比較・検討し、その中から最適な整備手法を選定する。

整備手法の検討における考え方(基本方針)

- ① 学校敷地外での整備を可能にするため、市が保有する建物や土地や民間資産を最大限に活用する。
- ② 仮設校舎の共用など効率的な整備を可能とするため、周辺の未整備校を含めた複数校を地域単位で一体的に整備する。
- ③ 必要に応じて公共交通機関やスクールバスの活用を検討する。

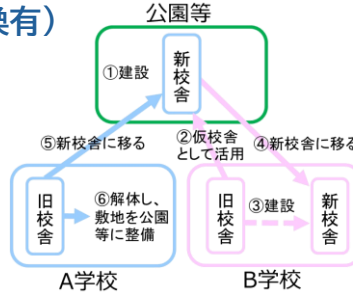
最適な整備手法の選定の観点

- ① 教育環境への影響を最小限に抑えるため、できる限り多くの児童・生徒が工事の影響を受けない整備手法を優先的に検討する。
- ② 仮設校舎や通学バスなどの追加コストを抑える観点から、財政的に効率の良い整備手法を優先的に検討する。
- ③ 可能な限り工事期間が短縮できる整備手法を優先的に検討する。

整備手法の分類

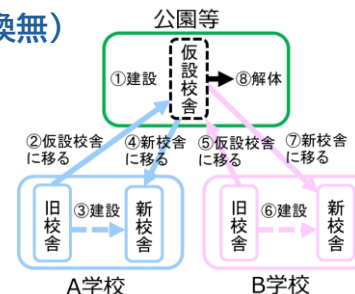
①拠点校方式(用地交換有)

学校と公園等の用地交換が可能な場合、敷地内に学校及びグラウンドを本設整備し、まずは周辺の学校の仮設校舎として活用した後、最後に整備される学校の本設校舎として利用する。



②拠点校方式(用地交換無)

学校と公園等の用地交換ができない場合、敷地内に仮設校舎(可能な場合はグラウンドを含めて)整備し、周辺の学校の仮設校舎として活用する。



③個別校と用地交換

学校と公園等の用地交換が可能な場合、敷地内に学校及びグラウンドを本設整備し、学校敷地を用地交換に基づき公園等として整備。

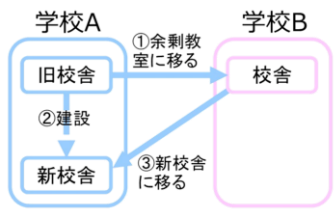
④仮設校舎の単独利用

学校と公園等の用地交換ができない場合、敷地内に仮設校舎を整備し、整備対象校が仮設校舎として使用する。

※周辺に活用可能な建物がある場合

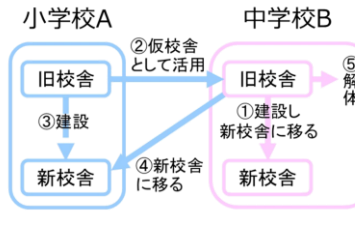
⑧空き校舎・民間建物を仮設校舎として使用

近隣に空き教室のある学校や、大規模な民間施設がある場合、工事期間中に一時的に同居する。



⑤二校連続整備

中学校と小学校が近接している場合、まず、中学校のグラウンドに中学校の新校舎を整備する。その後、旧中学校校舎を小学校の仮設校舎として活用し小学校の整備を進める。



⑥単独整備(1期工事)

グラウンド部分に新校舎を整備し、完成後に旧校舎を撤去。

⑦単独整備(ローリング)

グラウンド面積が狭い場合、工事を二期に分けて段階的に新校舎を整備。

周辺に大規模な土地なし

周辺に大規模な土地あり

周辺に未整備校なし

周辺に未整備校あり



目的

市内のすべての学校において、安全・安心な施設環境下で充実した教育を実施すること及び学校施設の整備を効率的かつ円滑に進めることを可能にするため、標準仕様を設定し、これに基づき各校の施設仕様を検討する。

4つの基本理念

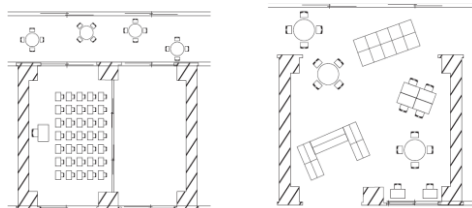
教育の充実

安全・安心な学校施設



- 防犯・事故防止対策
- バリアフリーな学校施設
- 快適で衛生的な居住性の高い学校施設
- 避難所としての防災機能の強化

多様な学びを支える柔軟で可変的な学校施設



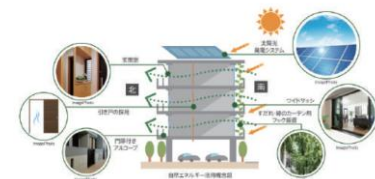
- 柔軟で可変的な学習諸室の仕様
- 児童・生徒数の増減に対応する校舎設計

子ども・地域社会が互いに協働し、ともに創造する学校施設



- 教室棟及びアリーナ棟の区分
- メディアセンター(図書館)の地域開放
- 地域連携室の設置

環境に配慮した学校施設

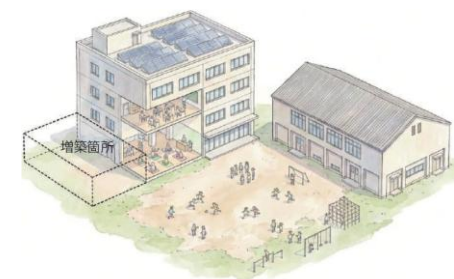


- 省エネの促進
- 創エネの推進
- 木材利用の推進

学校施設の建築計画

コスト最適化

- ・諸室の稼働率を高め、コンパクトな校舎設計を行うことを標準とすることにより、コスト最適化を図る。
- ・将来の児童・生徒数の増減に対応する柔軟な校舎設計を行うことを標準とすることにより、コスト最適化を図る。
- ・学校規模に応じ、必要諸室の種類・数・面積の基準を設定することにより、コスト最適化を図る。
- ・必要諸室等の標準図面を作成することにより、設計費用の削減及び設計期間の短縮を図る。
⇒標準図面は、学校整備を進める中で、設計業者の提案した図面を参考に順次作成予定





目的

他の公共施設との複合化を検討する条件や学校施設の有効活用にかかる基本的な考え方を定めることで、学校教育活動と学校を核とした地域諸活動の充実、あわせて公共施設の効率化を図る。

複合化

学校の改築に合わせて他の公共施設を同一敷地内に統合し、空間やコストの効率化を図ること。

多機能化

学校施設を学校教育以外の用途にも対応できるよう設計し、施設の有効活用を図ること。

複合化の検討対象施設

親和性



学校施設の機能を補完・強化できる施設

改築予定



公共施設等総合管理計画において、維持・更新予定の施設

配置エリア



改築する学校と同一の利用圏域または市内全域からの利用を想定した施設

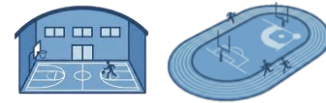
まちづくり



建築基準法上の用途制限において、学校敷地内での建設が可能である施設

多機能化する学校施設の活用例

運動施設



地域クラブ活動・地域スポーツ団体等による利用、放課後関連事業等での活用等

特別教室



地域クラブ活動・地域文化団体等による利用、放課後関連事業等での活用、地域住民等への一般開放等

複合化検討条件

- ① **学校整備計画の優先とスケジュールの整合**
学校教育環境の整備を最優先するため、公共施設の都合による時期変更は行わず、学校整備と公共施設改築タイミングが合致する
- ② **整備する学校の面積等**
学校教育活動に支障をきたさないよう、校舎・運動場等の必要面積を敷地内で十分に確保できること。将来的に児童・生徒数が減少し、学校施設としての利用に余裕が生じた段階で、他用途への転用や複合化について改めて検討する。
- ③ **整備・維持管理コストの比較**
建設費における国の補助金活用等の有利性に加え、将来的な維持管理費を含めたLCCを勘案し、単独整備と比較して財政負担の軽減効果を見込むことができる

複合化・多機能化における留意事項

- ① **安全性・セキュリティの確保**
時間帯に応じた利用方法やセキュリティ設定等により、児童・生徒が安心して学べる環境の確保
- ② **管理運営体制の構築**
管理主体が複数になる場合の、役割分担・利用調整のルールを明確化
- ③ **教育環境への配慮**
教育環境に影響が出ないように、騒音、プライバシー等に配慮した設計
- ④ **地域住民との合意形成**
計画の初期段階から、地域住民や関係団体との対話、意見交換の場を設定



目的

限られた財源の中で教育環境の質を確保しながら、財政負担の軽減を図るため、企画段階から契約段階に至るまでの各フェーズにおいて、コストの縮減・最適化を検討する。

各フェーズでのコスト最適化の観点

国庫補助等の活用

企画

整備手法の選定

⇒仮設校舎の建設等の単独建替え以外のコストを抑えた整備手法を検討

学校規模の設定

⇒コンパクトな校舎設計を検討

公共施設の複合化の検討

⇒他の公共施設を学校敷地内に移転させ、延べ床面積を縮減できないか検討

民間施設の合築の検討

⇒学校施設の上層・下層に商業施設、オフィス等の民間施設を合築できないか検討

敷地売却等の検討

⇒学校敷地の分割・売却及び容積率転化の可能性を検討

構造形式の選択

⇒W造、RC造、S造の3つの構造について、イニシャル・ランニング・解体それぞれのコストを概算し、総額をそれぞれの構造ごとの耐用年数(W造40年、RC造80年、S造60年)で割り戻すことによって得られた「単年当たりのコスト」で比較

設計

省エネ・創エネ設備の導入の判断

⇒空調・採光を中心とした省エネ技術、太陽光発電設備等の創エネ技術について、費用対効果が認められる場合は、導入を検討

契約

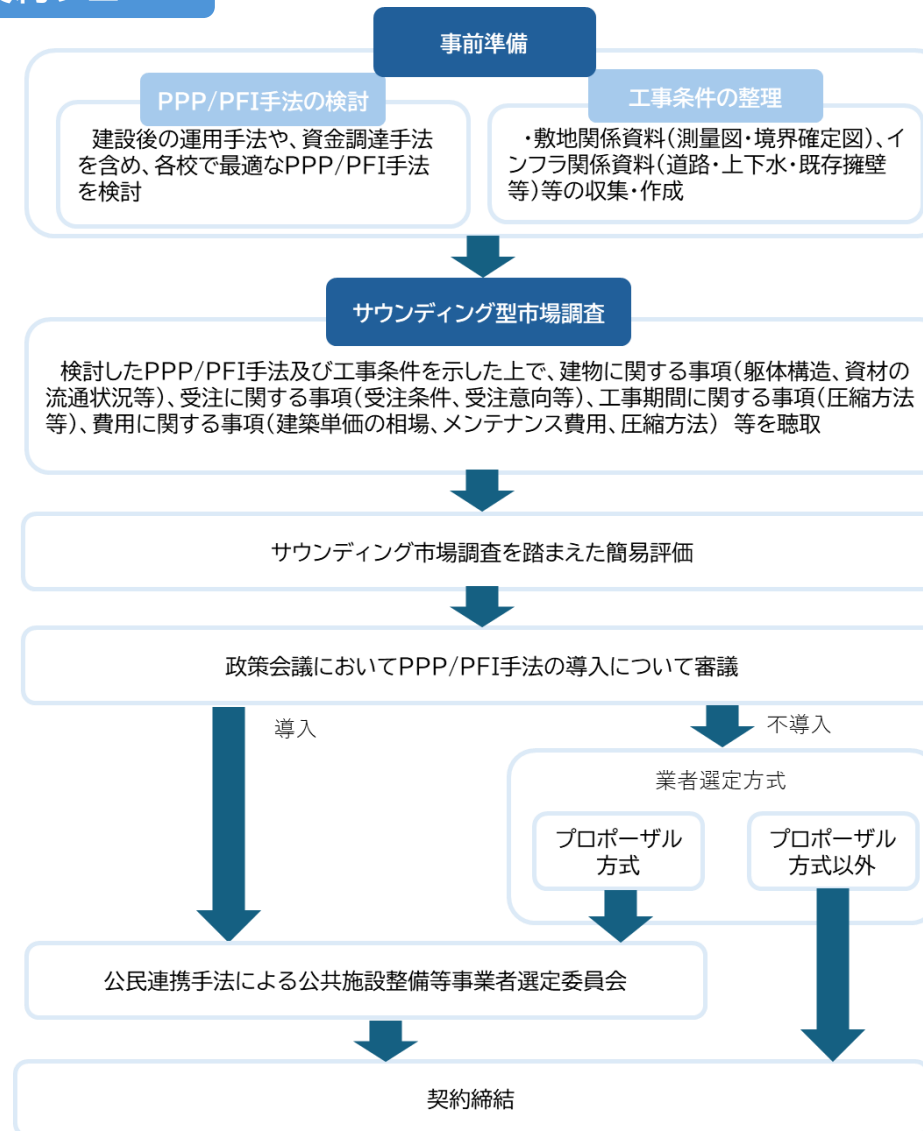
適切な公民連携手法の選定

⇒財政負担の平準化やコスト削減が図れる公民連携手法を採用

サウンディング型市場調査の実施

⇒市場動向を踏まえた適切な要求水準を整理することで、受注事業者を確保する。

契約フロー



学校教育活動への影響

活動場所への影響

⇒整備期間中、屋内運動場、屋外運動場等の広さが十分に確保できないという問題について、近隣の学校施設の供用、公園等の大規模な土地の利用等を検討

地域クラブ活動への影響

⇒学校を活動拠点としている地域クラブの活動場所が制限される問題については、校区にとらわれずに参加できる地域活動の選択肢を設ける等、きめ細やかな制度設計を行うこと等により、生徒の活動機会を確保

環境面への影響

⇒工事設計業務の公募に当たり、騒音や振動の低減策、粉塵の飛散防止策を含めた、環境負荷を最小限に抑える工事手法の提案を要求

安全面への影響

⇒整備期間中の工事車両の通行に伴う危険の発生について、工事関係者に対して安全確保を徹底させるとともに、児童・生徒が工事区域に誤って立ち入ることを防ぐため、児童・生徒及び保護者に対する注意喚起及び工事情報の継続的な提供を実施

通学への影響

通学時間・通学距離への配慮

⇒学校周辺の大規模な土地を活用した整備手法が採用された場合、通学経路が変更されるが、通学時間・通学距離について、児童・生徒に過度な負担が生じないよう十分に配慮

放課後子どもクラブへの影響

クラブ室の確保

⇒整備期間中、1室当たりの児童数が40人という基準を満たすため、どのような整備手法を採用したとしても、クラブ室を確保

校庭開放事業への影響

活動場所の確保

⇒整備期間中、屋内施設の活用など、代替場所を可能な限り確保し、事業を継続

学校体育施設開放事業への影響

活動場所の確保

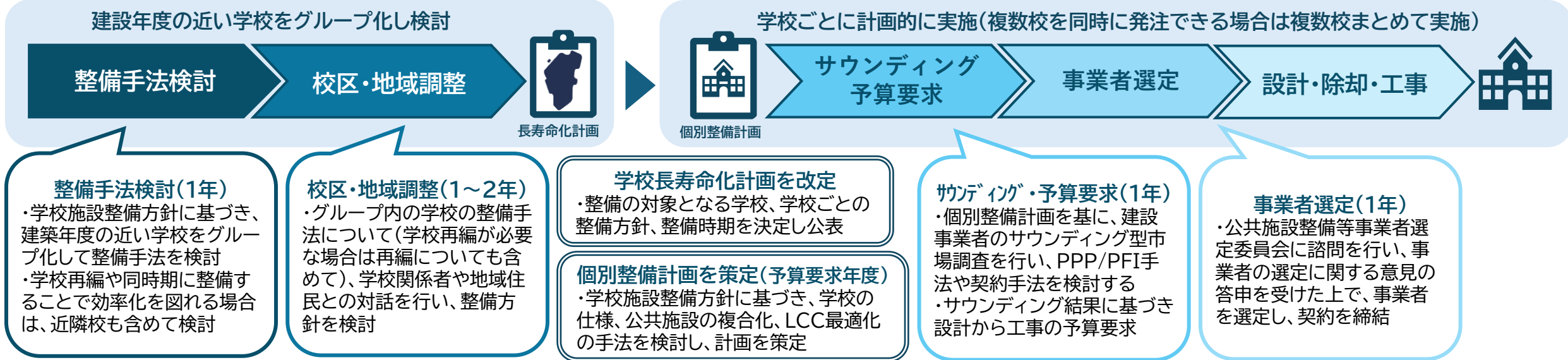
⇒整備期間中、活動場所が十分に確保できないという問題について、近隣の学校の体育施設の利用調整、市の保有する土地の活用等、周辺の状態を踏まえながら、可能な限り事業を継続

避難所への影響

代替避難場所の確保

⇒整備期間中、当該学校への避難が困難になる問題について、同一小学校区の他の指定避難所等を開放し、当該学校の避難所機能を代替

今後の学校改築の整備の進め方



グループ2以降の整備の進め方

第2グループ以降の学校は、第1グループで改築を行う学校(6校)を除く、**39校を建築年数順に5グループに分けて検討する。**

また、仮に全ての学校が最も工事期間の長いローリング整備となった場合でも、**全ての学校が築後80年度以内に整備が完了できるように、検討開始時期を設定する。**

- グループ2: 6校(小: 5校、中: 1校)
- グループ3: 12校(小: 10校、中: 2校)
- グループ4: 10校(小: 8校、中: 2校)
- グループ5: 7校(小: 4校、中: 3校)
- グループ6: 4校(小: 1校、中: 3校)

	R6	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42
グループ1 (学校施設長寿命化計画に示されている学校及び関連校) ■小学校: 4校 ■中学校: 2校			検討開始: R7年度 長寿命化計画改定: ~R10年度																																
グループ2 (1960~65年に建設された学校) ■小学校: 5校 ■中学校: 1校			検討開始: R8年度 長寿命化計画改定: ~R11年度																																
グループ3 (1966~70年に建設された学校) ■小学校: 10校 ■中学校: 2校			検討開始: R11年度 長寿命化計画改定: ~R14年度																																
グループ4 (1971~75年に建設された学校) ■小学校: 8校 ■中学校: 2校			検討開始: R19年度 長寿命化計画改定: ~R22年度																																
グループ5 (1976~80年に建設された学校) ■小学校: 4校 ■中学校: 3校			検討開始: R25年度 長寿命化計画改定: ~R28年度																																
グループ6 (1981年以降に建設された学校) ■小学校: 1校 ■中学校: 3校			検討開始: R29年度 長寿命化計画改定: ~R32年度																																